

示している。2011年7月のノルウェー連続テロ事件のように、西洋社会におけるムスリム移民の問題が解決しないなかで、彼らの動態に密着している著者の研究を、今後も注視していきたい。

### 参考文献

- 岩崎えり奈 2010 「海を越える出稼ぎと移民」 鷹木恵子 (編) 『チュニジアを知るための60章』 明石書店, pp.256-260.
- 菅原和孝 2002 『感情の猿 = 人』 弘文堂.
- ダマシオ, アントニオ 2003 『無意識の脳 自己意識の脳』 田中三彦 (訳) 講談社.
- 保坂裕子 2003 「多声の時空間におけるアイデンティティ構築——アイデンティティ研究におけるナラティブ・アプローチの可能性について」 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 46, pp.425-437.
- メルローポンティ, モーリス 1967 『知覚の現象学 1』 竹内芳郎・小木貞孝 (訳) みすず書房.
- ラトゥール, ブルーノ 2008 『虚構の「近代」——科学人類学は警告する』 川村久美子 (訳) 新評社.
- Asad, T. 1986. *The Idea of an Anthropology of Islam*. Washington DC: Centre for Contemporary Arab Studies.
- Damasio, A. R. 2000. *The feeling of What Happens: Body, Emotion and the Making of Consciousness*. London: Vintage.
- El-Zein, A. H. 1977. "Beyond Ideology and Theology: the Search for the Anthropology of Islam," *Annual Review of Anthropology* 6. pp.227-254.
- Gilsenan, M. 1982. *Recognizing Islam: Religion and Society in the Modern Middle East*. London: I.B. Tauris.
- Ingold, T. 1996. "Against the Motion," in Tim Ingold ed., *Key Debates in Anthropology*, London: Routledge. pp.112-118.
- Marranci, G. 2006. *Jihad Beyond Islam*. Berg Publishers.
- Milton, K. 2002. *Loving Nature*. London: Routledge.
- GB (Gabriele Marranci). 2011. <http://marranci.net/> (2011年7月25日閲覧)

(二ツ山 達朗 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

---

**Arzoo Osanloo. 2009. *The Politics of Women's Rights in Iran*. Princeton: Princeton University Press, xix+258pp.**

イラン・イスラーム共和国は1979年、イスラーム的価値観に基づく体制・社会をめざすイラン革命の結果、誕生した国家である。この革命によって、50年以上にわたり西欧的近代化を推進してきたパフラヴィー朝は崩壊し、革命の中心的指導者であったホメイニーが提唱する「法学者の統治」を基本理念に据えるイスラーム共和国憲法が制定された。国家の樹立と憲法の成立が共に国民投票に基づいており、一院制の議会を有するイランは、民主主義国家である。しかし革命から30年以上が経過してもなお、多くの人権保護団体は、イランの人々が抑圧されその人権が制限されていると主張する [FH 2011; HRW 2011]。特に、ヴェールに代表されるイスラーム式服装の着用義務化や家族保護法の撤廃は、革命が女性にもたらした負の側面としてしばしば取り上げられ [ナフィーシー 2006]、イラン女性の権利に関する研究も増加した [Afary 2009; Mir-Hosseini 2004, など]。

本書は、イラン・イスラーム共和国において女性が自らの権利をどのように理解しているかをテーマにした研究である。著者はイラン系アメリカ人であり、弁護士として活躍したのち2002年にスタンフォード大学で文化人類学の博士号を取得し、2002年以降ワシントン大学で法人類学やジェンダー、女性問題など幅広い分野で教鞭をとっている。弁護士時代、中東の女性が「助けを必要とする存在」と自明視されていることに気付いた著者は、「権利」という概念が曖昧であり、権利を取り巻く政治や文化には関心が払われていない状況に疑問を抱く。そこで本書は、テヘランの現地調査で得た女性の語りの民族誌的な分析を通して、女性の権利をめぐる議論が生じてきた歴史のおよび政治的背景を明らかにすることを目的としている。

本書の構成は以下の通りである。

- 序章 人権と文化的慣習
- 第1章 イランにおける「女性の権利」の系譜
- 第2章 国家の形成——女性の参加と権利をめぐる対話
- 第3章 クルアーン集会——「文化的な活動を行うこと」
- 第4章 権利の獲得——イスラーム的家庭裁判所での権利に関する語り
- 第5章 実践とその結果——法律を書くこと / 法律を正すこと
- 第6章 人権——様々な場所での駆け引きと終わらない議論
- 終章 議論の紛糾と顕現する「女性の権利」

まず序章と第1章で、全体の問題意識や方法論、歴史的背景が述べられる。第2章は、権利をめぐる議論の歴史的経緯を扱う。続く第3章～第5章は、女性が権利を語る場所の具体例として、クルアーン解釈の集会、家庭裁判所、弁護士事務所を取り上げる。著者によれば、女性が権利について語る空間を、ハーバーマスが述べたところの「公共圏」(public sphere)ではなく、「公共の『諸所』」(public “sites”)とすることで、イスラームと共和制との結合から生まれる多様性を捉え得る。第6章では、人権をめぐる言説がどのような形で普及しているのかが議論の中心となっている。終章で、全体の議論がまとめられている。以下において、各章の内容を概観していく。なお、評者はイラン女性の宗教実践を通じた社会参加に研究の関心がある。このため、女性がクルアーン解釈を通して権利についての認識を再構築し、イラン社会でどう生きるべきか模索する姿を描いた第3章を重点的に扱う。

序章が提示するのは、イラン女性が使う「権利」や「人権」は欧米的な文脈で用いられる「権利」と同義なのか、イスラームと共和制が結合するイランの中で生じる権利はどのようなものか、という問題意識である。著者によれば、イラン社会の中流階級に属する女性の日常生活を考察すれば、女性が自分の権利をどう認識しているかが明らかになる。なぜなら、権利についての話題は日常生活のあらゆる場所に存在するからである。

第1章は、パフラヴィー朝期からのイランの歴史をたどりながら、女性の権利をめぐる議論が政治的・歴史的流れの中で形成されていった過程を明らかにする。1906年のイラン立憲革命からイラン革命まで、女性の権利という用語は国内外両方において近代化の重要な指標であり、革命後もイスラーム的な権利と共和主義的な権利を語る上での重要なキーワードであった。その結果、女性の法的地位や権利は、一般の人々も関心を抱く話題になったとする。

第2章が描くのは、国家体制に対する大衆の意識を形成してきた歴史的出来事である。著者は、

イスラーム共和国の創設につながり、現在のイランでの様々な議論を引き起こす要因となった政治的事件を記述する。また、女性の人権を扱う活動家たちの語りを通して、女性は「自分たちは生まれながらにして権利を授かった、自立した個人である」との認識を持っていることを明らかにする。さらに、女性たちの間に公的領域という観念が浸透している点に気付いた著者は、女性は自ら公的領域に影響力を及ぼす人間という自覚を持ち、逆に公的領域も自分たちの生活に影響しうることを認識していることを述べる。

第3章は、第2章で指摘された公的領域と私的領域の相互関係の事例として、都市部で開かれている女性のための女性によるクルアーン解釈の集会を取り上げる。この女性だけの集会が、どのように対話と議論の場になっているかを分析するのが本章の主題である。

著者が調査対象とした集会に参加していたのは、年齢や職業、信仰の度合いが異なる様々な女性たちであり、ノートを取ったりクルアーンを読み込んだり、意見を熱心に述べたりと参加の仕方や態度も様々であった。この一見雑多な空間が、女性にとっては知識を獲得し再生産するための実り多い場所になっていると著者は指摘する。宗教的知識や権力を独占し、イスラーム社会における女性の理想像を常に提示してくるウラマー等の宗教勢力は、しばしば女性に圧迫感やストレスを与える。著者がここで述べる圧迫感とは、イスラーム式服装等の物理的なものではなく、「イスラームによって正当化された、女性の身体に対する国家の統制」に由来するものである。しかし、ウラマーの助けを借りずにクルアーンを解釈し、そこに書かれている女性の権利についてお互いに意見を交換することによって、女性はイスラームが権利をどう規定しているのを知り、必要な権利を国家に要求できるようになる。

集会に参加する女性たちは、ウラマーの解釈とは別に自分たち自身でクルアーンを解釈し、権利に関する独自の認識を作り上げている。つまり、女性は単なる知識の受け手ではなく作り手として、これまでは国家のみが関与していた権利についての語りに参加しているのである。

第4章と第5章では、前章のクルアーン解釈の集会とは対照的な場として家庭裁判所と弁護士事務所が取り上げられる。著者によれば、法律に関する場所でも権利に対する女性の認識が顕在化するからである。イスラームと共和制、つまりシャリーアと民法制度の接合点である裁判所は、イスラーム共和国が持つ独特の性質を具現化した場所である。女性はそこで不満の声を上げ法律の是正を求め、国家の法への取り組みに対する妥当性を問う。裁判所は、女性の主体性を生み出す場だという。一方弁護士事務所でも、弁護士と依頼人女性の間で権利についての活発な意見交換がなされ、両者がこの対話によって新たに法律を定式化している。著者は、これら二つの場所が今日のイランにおける多様な法律解釈や運用の舞台となっており、この多様性を歴史や政治が形作ってきたことを述べる。

第6章では、これまで検討の対象となっていた女性が権利についての認識を形成してきた背景や過程とは異なり、実際に人権をめぐる語りがどのように用いられているかが焦点となっている。ここで著者はイラン国家に焦点を当て、権利をめぐる様々な議論を通して国家が権利についてどのような認識を持っているかを明らかにする。イラン国家は人権について語る際、その聞き手としてイランの国民だけでなく欧米の人権保護団体も想定している。国家が権利という問題に精通しており、自国民の権利の適切な扱い方をわきまえていることを、国際的にアピールするためだという。人権や権利といった問題は、ある国家が民主的か否かの世界的な指標となっているためである。

終章では本書の結論として二点が挙げられている。一つは、女性の権利に関して議論をする際、政治がその土台や背景となっている点である。もう一つは、イスラームと共和制の結合を生み出し

たイラン革命が「女性の権利」を社会問題化したのであり、この問題化の文脈を把握することが、女性が国家に対し自らの権利をどう主張するかを理解するために不可欠な点である。著者によれば本書は、イランを急進的イスラーム主義国家とするのではなく議論の対象となっている用語そのものを再考し、東洋対西洋、前近代対近代といった単純な二項対立構造から抜け出そうとした試みなのである。

\*

本書の最大の功績は、以下二点である。一つ目は、権利の主体に着目した点である。著者はイラン女性の権利というテーマを論じるにあたって、権利を規定する法律を作る側ではなく、権利を持ちそれを使う側に焦点を当て、権利を行使する主体となる女性の認識を分析対象とした。従来の研究は、宗教勢力が女性の権利をどのように把握しているか [ミール＝ホセイニー 2004]、イラン革命後にいかに女性の権利が縮小・消失したか [Afary 1981, など] を分析しているものが多く、権利を有する主体である肝心の女性を取り上げられることはまれであった。しかし、著者は女性自身による権利の捉え方に注目し、女性が権利を使うだけでなく、権利の再解釈と再構築を行っている点を指摘したのである。二つ目は、権利が構築される場の多様性に着目した点である。著者は女性が権利について語る場を「公共の『諸所』」(public “sites”) と捉え、そこでの女性の語りを民族誌的に記述した。これにより、読者はリアリティを伴った女性の権利の実態を理解することが可能となっている。

課題として挙げられるのは、本書が中流階級の女性のみを分析対象としたために、考察の結果に偏りが生じていることである。著者は権利というトピックが日常生活のあらゆる場面で語られると自ら指摘しているにもかかわらず、たとえば下層階級の女性は革命に起因する社会的な制約の影響を受けていないうえ、普段の生活に追われて権利には関心を持っていないとする。しかし著者自身の指摘を踏まえれば、権利が語られる場の多様性は、空間ではなく社会的属性にもあてはめることができる。中流階級だけではなくどの階級の女性も自分が持つ権利に関心を抱き、認識を形成している事実が見落とされているのである。たしかに下層階級の女性が公共の場で活動する機会は、中流階級女性のそれと比較して少ないかもしれない。だが政府が女性の権利に関して出す様々な規定は、あらゆる社会的地位の女性に影響を与えている。いうまでもなくイラン社会には様々な階層の人々が存在しているため、中流階級女性だけの意見だけをもってイラン社会の女性による権利認識を描写することは不可能である。

2009年夏に行われた大統領選挙の結果をめぐって、イランでは保守派の政府と一部の改革派の国民との間で衝突が生じた。改革派の政府に対する抗議運動は、昨年末からの中東市民革命の影響も少なからず受けて未だ収まらず、街頭でのデモが続いている。政府と国民の間だけではなく、以前からささやかれていたアフマディーネジャード大統領とハーメネイー最高指導者の対立もますます深まっている。今後も著者が述べたイスラームと共和制の融合は存続するのか、「宗教と共和制との革新的な関係」はどのような展開を迎えるのか。そして、このような状況下で女性は自らの権利をいかに把握し、再構成していくのか。本書は、これらの問いへのヒントを読者に提供してくれる、優れた一冊である。

#### 参考文献

ナフィーシー、アーザル 2006 『テヘランでロリータを読む』(市川恵里訳) 白水社。  
ミール＝ホセイニー、ズィーバー 2004 『イスラームとジェンダー——現代イランの宗教論争』(山

岸智子、中西久枝訳) 明石書店.

Afary, Janet. 2009. *Sexual Politics in Modern Iran*. Cambridge: Cambridge University Press.

Afshar Halef. 1981. "The Position of Women in an Iranian Village," *Feminist Review* 9, pp. 76–86.

FR (Freedom House). 2011.

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2011&country=8057> (2011.7.29 閲覧)

Mir-Hosseini Ziba. 2004. "Sexuality, Rights, and Islam: Competing Gender Discourses in Postrevolutionary Iran," in Lois Beck & Guity Nashat ed., *Women in Iran: From 1800 to the Islamic Republic*, Urbana: University of Illinois Press, pp. 204–217.

HRW (Human Rights Watch). 2011. <http://www.hrw.org/en/world-report-2011> (2011.4.30 閲覧)

(内山 明子 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)